

# 日常生活自立支援事業 生活支援員

募集中

## 1. 日常生活自立支援事業とは

日常生活自立支援事業とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより日常生活を送る上で判断能力に不安のある方に対して、その方との契約に基づき、福祉サービスの情報提供やサービス利用の手続きといった福祉サービスの利用援助、公共料金・福祉サービス利用料の支払いや生活費の払い戻しといった日常的な金銭管理、預貯金通帳・印鑑等の預かりを行うことでその方の地域生活をサポートする事業です。



## 2. 生活支援員とは

自立生活支援専門員が本人との面談により「生活支援計画」を作成し、利用される本人と契約を結んだ後、この計画に基づいて支援する方を「生活支援員」と言います。

生活支援員は、次の支援を行います。

### ①福祉サービスに関する利用援助

利用者が福祉サービスを適切に利用することができるよう相談や情報提供、手続き、利用料の支払いなどを本人に同行したり、代行して援助します。

### ②日常的な金銭管理のお手伝い

年金や福祉手当などの受け取りに必要な手続き、公共料金の支払い、生活費の払い戻しや預け入れなどのため、本人に同行したり、代行して援助します。

## 3. 生活支援員の募集要件

生活支援員は、岩見沢市民で、概ね次の要件に該当する方に登録いただいております。  
なお、福祉資格の有無は問いません。

- ①市内在住で20歳以上の方
- ②生活支援として月1～2回、1回につき1時間半程度活動可能な方
- ③制度を利用する方の状況に応じた時間に活動が出来る方
- ④社会福祉についての基本的な知識や経験のある方
- ⑤生活を援助する業務に熱意のある方

### 【生活支援員の報酬】

報酬	1回1時間の活動につき	950円
交通費	徒歩、自転車の場合	なし
	公共交通機関利用の場合	運賃等の実費
	自家用車利用の場合	1回 300円

## 問合せ先

〒068-0031

岩見沢市11条西3丁目1番地9 岩見沢広域総合福祉センター内

社会福祉法人 岩見沢市社会福祉協議会 (TEL 22-2960)